

特別養護老人ホームけやき園 介護予防短期入所生活介護 契約書

_____様（以下「利用者」という）と社会福祉法人紫雲会（以下「事業者」という）の運営する特別養護老人ホームけやき園（以下「事業所」という）は、事業所が利用者に対して行う介護予防短期入所生活介護について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう介護予防短期入所生活介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、 年 月 日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約期間中の利用方法は、別紙重要事項説明書のとおりです。
- 3 利用者は、利用開始予定日から3日間以上の猶予をおいて、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。また、利用者は、契約期間中であれば、介護予防短期入所生活介護の追加利用を申し込むことができます。これに対し、事業者は、居室が確保できないなど正当な理由がない限りこれを断りません。
- 4 利用者は、契約期間満了日から次の要支援認定の有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を更新することができます。この場合、契約期間満了日までに更新後の契約期間中の利用期間を登録するものとします。ただし、他の利用者の登録により、既に定員に達している期間を含めた利用期間は登録できません。

第3条（介護予防短期入所生活介護計画）

利用期間が4日間以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「介護予防サービス計画」に沿って「介護予防短期入所生活介護計画」を作成します。事業者は、この「介護予防短期入所生活介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条（介護予防短期入所生活介護の提供場所・内容）

- 1 介護予防短期入所生活介護の提供場所は、特別養護老人ホームけやき園です。所在地及び設備の概要は別紙重要事項説明書のとおりです。
- 2 利用者が利用できるサービスの種類は別紙重要事項説明書のとおりです。事業者は、別紙重要事項説明書に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 3 事業者は、利用者の希望、状態等に応じて、前項に定める各種サービスを適切に提供します。
- 4 事業者は、「介護予防短期入所生活介護計画」が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。
- 5 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業所に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条 (サービス提供記録)

- 1 事業所は、介護予防短期入所生活介護の実施終了後、実施したサービスの内容等をその家族に説明します。
- 2 事業所は、サービス提供記録を作成することとし、介護予防短期入所生活介護の終了後2年間保存します。
- 3 利用者は、事業所の営業時間内にその事業所にて、第2項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第3条のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条 (料金)

- 1 利用者は、サービスの対価として別紙重要事項説明書に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された合計額を介護予防短期入所生活介護の利用ごとに支払います。
- 2 事業所は、当月の料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月25日までに支払います。なお、支払方法としては、口座引落・振込・窓口支払の3種類の中から選択できるものとします。
- 4 事業所は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。
- 5 保証人は利用者が料金を滞納した場合、100万円を極度額として、連帯して責任を負います。
- 6 滞納金が極度額以上になった場合は改めて保証書をご提出いただきます。

第7条 (料金の変更)

- 1 事業所は、利用者に対して、事前に文書で通知することにより利用料及び食費等の単価の変更(増額又は減額)を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく別紙重要事項説明書を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業所に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第8条 (利用開始前のサービスの中止)

利用者は、事業所に対して、事前に通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

第9条 (中途終了)

- 1 利用者は、事業所に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は、実際の退所日までの日数を基準に計算します。
- 2 事業所は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取扱いについては、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。
- 3 第1項、第2項に定めるほか、利用期間中に利用者が入院した場合、介護予防短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は、入院日までの日数を基準に計算します。

第10条 (利用者の解除権)

利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業所に対して文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第11条（事業所の解除権）

- 1 事業所はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月以上の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 2 次の事由に該当した場合、事業所は、利用者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、7日間の予告期間をおきます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われないとき
 - ② 利用者又はその家族が、事業所やサービス従業者又は他の入所者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行ったとき

第12条（契約の終了）

次の事由に該当した場合は、この契約は終了するものとします。

- ① 利用者が要介護認定区分に認定されたとき
- ② 第11条に基づき、利用者が契約を解除したとき
- ③ 第12条に基づき、事業所が契約を解除したとき
- ④ 利用者が死亡したとき

第13条（秘密保持・個人情報使用）

- 1 事業所及び事業所の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報について、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業所はサービス担当者会議での情報提供、並びに地域包括支援センター、介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整において、利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報が必要な場合にはこれを使用できるものとします。
- 3 事業所は、個人情報の使用にあたって第2項に記載する目的の範囲内での必要最低限に努め、情報提供の際には関係者以外には漏れることのないよう細心の注意を払い、且つ個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておくこととします。

第14条（賠償責任）

1 事業所は、サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

ただし、利用者に故意、又は過失が認められ、かつ利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償を減ずることが出来るものとします。

2 事業所は、事故の攻めに帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、

又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

(2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

(3) 利用者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

(4) 利用者が、施設及びサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第15条（緊急時の対応）

事業所は、現に介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者のけが等の事故が発生した場合には、あらかじめ届け出られた緊急連絡先へ連絡するとともに、医師（主治医）、その他関係機関へ連絡をする等の適切な措置を迅速に行います。

第16条（身体拘束の禁止）

1 施設は、原則として、サービス提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

2 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、施設は、直ちにその日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、当該行為が必要と判断した従業者等及び当該行為を行った従業者等の氏名、その他必要な事項について、サービス提供の記録をします。

第17条（連携）

事業所は、介護予防短期入所生活介護の提供にあたり、地域包括支援センター、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第18条（相談・苦情対応）

事業所は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、介護予防短期入所生活介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第19条（契約外事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第20条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業所は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

第21条（協議事項）

この契約に関して問題が生じた場合には、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い誠実に協議したうえで解決するものとします。

